

養育費の確保を支援します！

ひとり親家庭向け 公正証書等作成費用補助金のご案内

養育費の取決めを公正証書にすることで、相手が支払いを怠った場合に、裁判なしで強制執行が可能になります。田原市では、ひとり親家庭の継続的な養育費確保を支援するため、公正証書等の作成費用を補助します。

対象者

次の全ての条件を満たす田原市在住のひとり親の方

- ✓ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を現に監護・養育している
- ✓ 養育費の取決めに係る債務名義を有している
- ✓ 養育費の取決めに係る経費を負担している
- ✓ 過去に同様の趣旨の他の補助金を受けていない
- ✓ 市税を滞納していない

補助内容

【補助金額】

- ★ 上限27,000円まで

【対象となる費用】

- ★ 公証人手数料
- ★ 調停申立て、裁判に要した収入印紙代
 - 離婚調停時に養育費を取決めた場合
 - 養育費請求調停の場合
- ★ 調停申立て、裁判に要した戸籍謄本等添付書類取得費用
- ★ 連絡用の郵便切手代
 - ※調停が不成立で養育費の取決めに至らなかった場合は対象外です。
 - ※クレジットカードの分割払い手数料は対象外です。

【補助金の計算例】

養育費の取決め：月額養育費5万円×12か月×10年の場合
公証人手数料：17,000円
戸籍謄本等：1,400円
収入印紙代：1,200円
郵便切手代：1,164円
合計：20,764円の補助

申請条件

- ・養育費に関する強制執行認諾約款付きの文書作成が必要
 - ※「強制執行認諾約款」とは、養育費が支払われない場合に裁判なしで強制執行できる条項です
- ・申請期限は公正証書等作成日から6か月以内

申請の流れ



【申請に必要な書類】

- ・申請書（子育て支援課窓口または右から電子申請できます）
- ・申請者の戸籍謄本または抄本
- ・住民票の写し（公簿で確認できる場合を除く）
- ・領収書
- ・公正証書等（養育費の取決めと強制執行認諾約款があるもの）
- ・振込口座が確認できる書類



電子申請用
二次元コード

実施期間・問い合わせ先

【実施期間】

令和7年4月1日以降に取決めを交わした文書に係る費用が対象

【申請先・問い合わせ先】

- ▶ 田原市役所 子育て支援課
- ▶ 電話：0531-23-3513（平日9:00～16:30）